

Giving Fish and sake in Ancient Japan

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18145

日本古代における「魚酒」の提供

梅田康夫

(目次)

- 一 はじめに
- 二 問題の所在
- 三 天平宝字二年詔と延暦九年太政官符
- 四 「魚酒」禁制の理由
- 五 むすび

一 はじめに

日本古代社会において、「魚酒」を提供することによって、農繁期に一時的な労働力を集める慣行が存在したことは既によく知られているところである。⁽¹⁾ 大山喬平氏はこの慣行を、中世初期の大名田堵の農業経営にみられる雇傭労働の前身をなすものとしてとらえている。⁽²⁾ 大山氏によると、中世村落は、(1)下人・所従等の家内隸属民を私的・人格的に支配し、水利等の村落諸特権を有したうえで安定的・優越的な農業経営を営む名主層と、(2)領主直屬地や名耕地の一部を一年契約で散田請作する形で、零細かつ不安定な農業経営を営む散田作人層から主に成っており、雇傭労働の主な担い手は後者の散田作人層であった。そして、名主層による散田作人層に対する支

配は、私的・人格的な主従制的支配と対置される形で、中世村落という一定の領域において実現されるものであり、大山氏はそれを「構成的支配」と呼んでいる。⁽³⁾ この「構成的支配」という概念の有効性についてはいろいろと疑問が出されているが、⁽⁴⁾ 中世社会における雇傭労働の意義、その前提としての私財、貨幣の機能と役割、そしてそれを媒介とした名主層と散田作人層の支配・従属関係を析出した点は、極めて貴重なものであると考える。⁽⁵⁾ 本稿では、日本古代社会における「魚酒」の提供という慣行について、以上のような大山氏によって析出された中世社会の雇傭労働との関連を念頭におきつつ、共同体的諸関係がまだ支配的な社会環境の中で、「魚酒」という動産所有を契機にしてどのようにして中世的な隷属関係が形成されていくのか、という視点から、その慣行の内容と意義について分析したい。

(1) 吉村武彦「初期庄園にみる労働力編成について——東大寺領越中・越前庄園——」(原始古代社会研究会編『原始古代社会研究』1、一八一頁以下)、義江彰夫「儀制令春時祭田条の一考察」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中巻、一二五頁以下)、吉田晶「日本古代村落史序説」一一一頁以下、榑木謙周「日本古代における雇傭関係の歴史的特質——労働史論のために——」(『歴史評論』四二〇号、三二頁以下)、大町健「日本古代の国家と在地首长制」二四五頁以下、等を参照。

(2) 『日本中世農村史の研究』一五六・七頁。

(3) 前掲書五〇頁以下、一四五頁以下、一七三頁以下、等を参照。

(4) たとえば入間田宣夫(書評)大山喬平著『日本中世農村史の研究』(『史林』六三巻三号、一二九頁以下)の手厳しい批判を参照。

(5) 中世社会の形成にあたって動産所有が非常に大きな歴史的意義を有したことは、たとえば古代から中世への移行期における社会変革の担い手として戸田芳実氏によって位置付けられた富豪層という概念に端的に示されている。富豪層は大量の稲穀等を集積し、それによって私営田を営み私出挙を運用し、納税請負行為を通して一般農民層を従属させていく存在として把握された(『日本領主制成立史の研究』一三頁以下)。総じて土地に対する強い国家的規制をとまなう班田収授制が曲がりなりにも機能していた状況下では、土地所有を媒介とした中世の封建的な従属関係の形成はストレートな形では進行しなかったといえよう。

このような動産所有を媒介とした従属関係の形成という問題を考えるとき、遠く離れた古代アイルランドにおける「Civiling Shock」あるいは「Cattle Loans」という慣行が、比較研究のための一つの貴重な素材になりうるのではないかと思われる。(9) この慣行については、古くは Sir Henry Maine, *Lectures on the Early History of Institutions*, 1875, pp. 119 ff を、新しくは Nery Thomas Paterson, *Cattle—Lords and Clansmen: Kinship and Rank in Early Ireland*, 1991, pp. 119 ff を参照。

二 問題の所在

「魚酒」の提供に関する史料としては、基本的に次の三つのものが挙げられる。

- (a) 『日本書紀』大化二年(六四六)三月甲申条
- (b) 『類聚三代格』延暦九年(七九〇)四月一六日太政官符
- (c) 『日本後紀』弘仁二年(八一—)五月甲寅条

このうちその内容がもっともよくわかるのは(b)であり、これは著名な史料であるが、行論の便宜上もあるのではないため次に全文を掲げる。

〔史料 1〕

太政官符

応_レ禁_三断喫_二田夫魚酒_一事

右被_二右大臣宣_レ你_レ奉_レ勅_レ凡制_二魚酒_一之状、頻年行下已訖、如_レ聞、頃者畿内国司不_レ遵_二格旨_一、曾

無_二禁制_一、因_レ茲殷富之人多蓄_二魚酒_一、既樂_二産業之易_レ就、貧窮之輩僅弁_二蔬食_一、還憂_二播殖之難_レ成、是以貧富共競竭_二己家資_一、喫_二彼田夫_一、百姓之弊莫_レ甚_二於斯_一、於_レ事商量深乖_二道理_一、宜_下仰_二所由長官_一

「厳加ニ捉搦」、專当人等親臨ニ郷邑一子細檢察上、若⁽¹⁾有⁽²⁾違犯一者不⁽³⁾論⁽⁴⁾ニ蔭贖ニ隨⁽⁵⁾レ犯決罰、永為⁽⁶⁾ニ恒例」、不⁽⁷⁾レ得⁽⁸⁾ニ阿容一、

延曆九年四月十六日

この内容について、吉田晶氏は注意すべき点として、「第一、農繁期に田夫とよばれる雇傭労働力を使用するところが、貧富を問わずに行われていた。第二、雇傭労働力に対する報酬は食事であった。第三、この食事の内容は貧富によって差があり、そのことが労働力を集めるうえで大きな意味をもっていた」という三点を挙げている。⁽¹⁾

また、大町健氏はその内容を、「(1)播殖にあたって、田夫に「魚酒」を供していること、(2)その準備によって「播殖」が左右されること、(3)「殷富之人」は、田夫を集め、「貧窮之輩」は、田夫を集められないこと、(4)家資をつくして田夫に「魚酒」を供するために弊害が多いこと、(5)それゆえに禁止すること」の五点にまとめている。⁽²⁾

「魚酒」についての理解の相違を別にすれば、史料の解釈自体には両者にそれほど大きな隔たりがあるわけではない。しかしながら、「魚酒」の提供という行為について、その本質的な性質と意義をどのように把握するかということになる、かなり見解は異なる。吉田氏は、「魚酒」の提供を雇傭労働力に対する報酬とみており、それは共同体内の個別経営によって行なわれたと考えている。これに対して大町氏は、古代において労働の対価として支払われるのは米を中心とした「食」であり、酒を中心とした「魚酒」は祭祀と結びついた特殊な食であって、労働の報酬・対価とすることはできないと考えている。したがって、「魚酒」の提供は共同体成員の各個別経営を主体として行なわれたのではなく、それは共同体的な関係の下でなされた行為とされる。

このように、「魚酒」の提供を個別経営による労働力の雇傭との関係でとらえる見解と、共同体的な相互依存関係を背景にしてとらえる見解が存在している。吉村武彦⁽³⁾、義江彰夫⁽⁴⁾、赤石一紀氏等⁽⁵⁾が、それぞれ論拠は異なるが共同体的関係を重視していることは、後者の見解の方がより優勢なのかもしれない。しかしながら問題は、農繁

期における「魚酒」の提供というこの慣行が、律令国家によって禁制の対象とされていることである。楠木謙周氏が「魚酒の提供が共同体的互助行為そのものであるとすれば、律令国家がなぜそれを禁じなければならなかったのか疑問が残る」と述べているように、それは本来の共同体的関係がそのまま具現されたものとみることはできないであろう。また他方で、大町健氏は、「個別経営にとつて魚酒の提供が労働力を確保するほとんど唯一の手段であったとすると、魚酒の提供の禁止は農民経営を破壊することになり、律令国家の禁令の意図が不明となる」と述べて前者の見解を批判しており、「魚酒」の提供の禁止が農業経営一般に適用されたとは思われない。いずれにせよ、いずれの見解にとつても、律令国家は「魚酒」の提供をどういう理由で禁制の対象としなければならなかったのか、という点が明らかにされる必要がある。その点が具体的に解明されてはじめて、「魚酒」の提供という慣行の本質や意義も明確になるであろう。この点について吉田晶氏は、「国家が、右のような慣行の禁止を一貫して行っているのは、この慣行のもとで農民層の私富が浪費され、国家的収奪に支障を生ずることを危懼したからである」と述べている。⁽⁸⁾しかし、「国家的収奪に支障を生ずる」ということは少なくとも史料上の表現には表れていないし、そもそも「魚酒」がそれ自体として国家的収奪の対象品目とされていたわけではないであろう。もし何らかの関連があったとしても、はたして国家的収奪に直接に影響を及ぼすほどのものであったか疑わしい。また大町健氏は、「延暦九年太政官符等の「魚酒」の禁制の意図は、個別経営を圧迫、破壊するに至っている村落首長の労働力徴発を規制する点にあったと考えられる」と述べている。⁽⁹⁾大町氏によれば、禁制の狙いは村落首長すなわち「殷富之輩」の「魚酒」提供を押さえることにあるとされるが、しかしながら、禁止されたのは「殷富之輩」の「魚酒」提供だけではなく「貧窮之輩」の「魚酒」の提供を含めて、貧富を問わず「魚酒」の提供が一般的に禁止されているのである。「殷富之輩」の「魚酒」提供と「貧窮之輩」のそれとを、異なった性格のものとして捉えることはできないであろう。

このように、「魚酒」の提供が禁止される意図や理由について従来それほど詳細な説明がなされているわけではなく、その説明もかなり抽象的・一般的なものであるし、しかもそれだけで十分に納得しうるような性格のものとはいえない。そこでこの点を中心に考察することになるが、その前にその準備作業として、延暦九年太政官符による「魚酒」の禁制は、その他の禁酒令全体のかなでどのように位置付けられるのか、という点をまず明らかにしておこう。

- (1) 前掲書一四四頁。
- (2) 前掲書二四六頁。
- (3) 前掲論文一八一頁以下。
- (4) 前掲論文二二五頁以下。
- (5) 『日本古代の親族構造』二〇・一頁。
- (6) 前掲論文三三頁。
- (7) 『律令法と在地首长制』(『歴史学研究』一九八〇年一月別冊特集、四三頁)。
- (8) 前掲書一一八頁。
- (9) 前掲書二五三頁。

三 天平宝字二年詔と延暦九年太政官符

前述した〔史料1〕の延暦九年太政官符の冒頭部分には、「凡制¹⁾魚酒之状、頻年行下已訖」(傍線部①)とあり、魚酒に関する禁制が連年のように出されていたことがわかる。正史には、早魃に際し降雨を祈って赦や賑給等を行なうとともに、禁酒を命じた記事がみられる。また、次に掲げる史料は、『続日本紀』天平宝字二年(七五八)二月壬戌条の記事であるが、ここでは酔乱による鬭争を防ぎ風俗を正すために禁酒が命じられている。

〔史料2〕

詔曰、随_レ時立_レ制、有_レ国通規、議_レ代行_レ權、昔王彝訓、頃者、民間宴集、動有_二違愆_一、或同惡相聚、濫非_二聖化_一、或醉乱無_レ節、便致_二鬪爭_一、據_レ理論_レ之、甚乖_二道理_一、自_レ今已後、王公已下、除_二供祭療患_一以外、不_レ得_二飲酒_一、其朋友寮屬、内外親情、至_二於暇景_一、応_二相追訪_一者、先申_二官司_一、然後聽_レ集、如有_レ犯者、五位已上_二停_二一年封祿_一、六位已下_二解_二見任_一、已外決杖八十、冀將淳_二風俗_一、能成_二人善_一、習_二礼於未識_一、防_二乱於未然_一也、

これらの禁酒令は、発布された理由や目的が〔史料1〕の場合とそれぞれ異なっているが、しかしながら飲酒に関する禁令という点では同じ性格を有していたと思われる。したがって、〔史料1〕の「制_二魚酒_一之状」という表現は、これらの禁酒令を念頭に置いたものであろう。次に掲げるのは、『類聚三代格』卷一六、天長元年（八二四）五月五日太政官符である。

〔史料3〕

太政官符

応_下不_レ修_二溝池_一農人決_中杖八十_上事

右得_二和泉国解_一你、檢_二案内_一、太政官去延曆十九年九月十六日下_二五畿内七道諸国_一符你、右大臣宣、奉_レ勅、富_レ国安_レ民是婦_二良田_一、良田之開実在_二溝池_一、如_レ聞、溝池不_レ修田疇荒廢、宜_下特立_二條例_一以懲_中違犯上者、諸国承知存_レ意修理、惣_二計池堰_一載_二朝集帳_一每年言上、遷替国司據_レ帳檢_レ実、如有_二闕怠_一、仍停_二解由_一者、此則為_二国吏立_レ格不_レ責_二農民_一、今用_レ水之家不_レ勤_二溝池_一、或憑_二位蔭_一狎_二慢国郡_一、或挾_二奸偽_一不_レ事_二营作_一、田穀焦萎職此之由、望_レ請、准_二禁酒格_一、不_レ論_二蔭贖_一決_二杖八十一_一者、右大臣宣、奉_レ勅、国家豊阜、農務為_レ本、溝池不_レ賞、何期_二順成_一、宜_レ令_下諸国_一同行_レ之、但位蔭之輩依法聽_レ贖

者、仍須_下其贖物者銅代収_レ稱、国司檢納便宛_中修_二營溝池_一料上、檢察如_レ法不_レ得_二寛容_一、

天長元年五月五日

これまで溝池の修理については国司の責任をもつばら追及していたのが、この格によって農民に対し刑事責任を問うことになった。ここで注意すべきは、違犯農民に対する刑罰が、傍線部(ハ)にあるように「禁酒格」に準じて「蔭贖」を問わず「杖八十」とされていることである。もしこの「禁酒格」が「史料1」の延暦九年太政官符のみをさすとすれば、そこでは傍線部(ハ)からわかるように刑罰については単に「随_レ犯決罰」とのみあるだけで、その種類や重さについての表現はないので、「杖八十」ということは明示されないはずである。「史料3」の天長元年(八二四)太政官符にみえる「杖八十」は、「史料2」の傍線部(ホ)にみえる「杖八十」を受けたものと思われる。そして、「不_レ論_二蔭贖_一」の部分(ハ)は、「史料1」の当該部分の表現を受けたものであろう。「蔭贖」とは、蔭によつて実刑を免れ贖を許される特典のことをいい、名例律_中議請減条や名例律五位以上妾条等にその規定がある。それによると、七位・勲六等以上の者の父母・妻子や五位以上の者の妻は、贖を許された。ただし、ここでは内容的に理解すると、「蔭贖」とは「蔭」と「贖」の両者を意味しており、吉田晶氏が述べるように、「蔭位」と「贖罪」をさしていると解すべきであらう。

このように、「史料3」において「禁酒格」と称されているものの中には、「史料1」の延暦九年太政官符だけではなく、「史料2」の天平宝字二年詔も含まれていたと考えられる。というより、「禁酒格」を代表するものはむしろ天平宝字二年詔であった可能性が高い。天平宝字二年詔は正史である『続日本紀』に載録されているのに対し、延暦九年太政官符の記事は『続日本紀』に見出せない。⁽³⁾これは天平宝字二年詔が当時においては、少なくとも延暦九年太政官符よりはより重要と考えられていたことを意味するであらう。

また、「史料5」として後掲する『類聚三代格』巻一九、昌泰三年(九〇〇)四月二五日太政官符の冒頭部分に、

「右群飲之制其来尚矣、自天平宝字二年一至于寛平五年」、数度相重、炯誠分明」(傍線部①)とあり、天平宝字二年詔が禁酒令の最初のものとして位置づけられ、一つの基準とされていたことがわかる。⁽⁴⁾天平宝字二年詔の発布が農作業の開始される二月末であり、そして、「朋友寮属、内外親情」の往来を問題にしていることからすると、延暦九年太政官符で禁止されているような「魚酒」の提供が、表面上にははつきりとあらわれていないにもかかわらず、天平宝字二年詔においてもやはりそれがその規制対象の一つと考えられていたのかもしれない。しかしながら、天平宝字二年詔の場合、規制の目的は延暦九年太政官符のように限定されたものに留まるのではなく、もつとより一般的に社会秩序を維持するために、官人と農民とを問わず「民間宴集」を禁じているのである。

以上のような点からいって、天平宝字二年詔こそが禁酒に関する最も重要な基本法令であったといえよう。ここで注意しなければならないことは、天平宝字二年詔はより一般的に禁酒を命じたものであるが、しかしながらそれにもかかわらず、すべての飲酒がこれによって禁じられたのではないということである。傍線部②からわかるように、「供祭療患」については除外されたのである。すなわち、祭祀にともなう飲酒や医療行為としての飲酒は禁じられていないのである。

ここで特に問題になるのは、前者の祭祀にともなう飲酒である。次に掲げるのは、「類聚三代格」卷一九、貞観八年(八六六)正月二三日太政官符である。

〔史料4〕

太政官符

一禁制諸司諸院諸家所々之人焼尾荒鎮又責人求飲及臨時群飲一事

右撰格所起請你、去天平宝字二年二月廿日、勅書你、随時立制、有国通規、議代行權昔王彝訓、頃者民間宴集動有違愆、或同惡相聚、濫非聖化、或醉乱無節、便致鬪争、抛理論之、甚乖道理、

自今以後、王公以下、除_レ供_レ祭療_レ患之外不_レ得_レ飲_レ酒、其朋友僚屬内外親情、至_二於暇景_一、_レ應_二相追訪_一者、先申_二官司_一、然後聽_レ集、如有_レ犯者五位以上停_二一年封録_一、六位以下解_二却見任_一、已外決_二杖八十_一、冀將_レ淳_二風俗_一能成_二人善_一、習_レ礼於未_レ識防_中乱於未然_上者、而今_レ綸綽出後年代久遠、有司解体棄而不_レ行、因_レ茲諸司諸院諸家所々之人、新拜_二官職_一初就_二進任_一之時、一号_二荒鎮_一、一称_二燒尾_一、自_レ此之外責_レ人求_レ飲臨時群飲等之類、積習為_レ常、醉乱無_レ度、主人每有_二竭_レ財之憂_一、賓客會無_二利_レ身之實_一、若期約相違、終_二至_レ凌轢_一、當設不_レ具、定為_二罵辱_一、非_二童爭論之崩牙_一、誠作_二鬪乱之淵源_一、望請、準_レ撰勅文_一、嚴加_二禁止_一者、右大臣宣、奉_レ勅、依_レ請、但雖_レ聽_二集者_一不_レ當_レ過_二十人_一、又不_レ得_二飲_レ酒過差至_二於鬪爭_一、若有_レ違者、親王以下五位以上並奪_二食封位録_一、自外如_二前格_一、若容隱不_レ糾、同處_二此科_一、但可_レ聽之色具存_二別式_一、

一禁_レ制諸家并諸人被除神宴之日諸衛府舍人及放縱之輩求_二酒食_一責_中被物上事

右同前起請你、諸家諸人至_二于六月十一月_一必有_二被除神宴事_一、絃歌醉舞、欲_レ悅_二神靈_一、而諸衛府舍人并放縱之輩、不_レ緣_二主招_一、好備_二賓位_一、侵_レ幕爭入突_レ門自臻、初來之時似_二愛_レ酒食_一、臨_レ將_二歸却_一更責_二被物_一、其求不_レ給、忿詰罵辱、或亦託_二神言_一、咀、恐_レ喝主人、如_レ是濫惡逐_レ年惟新、推_二彼意況_一不_レ異_二群盜_一、豪貴之家尚無_二相憚_一、何況於_二无勢無告之輩_一哉、是而不_レ糾、何云_二国憲_一、望請、嚴仰_二所司_一一切禁遏者、同宣、奉_レ勅、依_レ請、若有_レ犯者不_レ論_二蔭贖_一坐從_二髡鉗_一、但五位以上及六位以下把笏者一如_二上條_一、又知見不_レ糾之人必將_レ科_二違勅罪_一、如力不堪_二相捉_一者、須_レ録_二其名_一進_中所司上、以前條事、具_レ件如_レ右、

貞觀八年正月廿三日

この太政官符は二条からなっており、事書からもわかるように、第一条は諸司諸院諸家等の「燒尾荒鎮」と称

する官職就任祝いの酒宴やその他の「臨時群飲」についての規制であり、第二条は諸家諸人の「祓除神宴」に際しての規制である。第一条では、それらの饗宴について撰格所起請は天平宝字二年詔にしたがってその禁止を求めたのであるが、必ずしも全面的な禁止には至らなかつたようで、傍線部(ト)からわかるように十人を越えるような酒宴や闘争に至るような過度の飲酒が厳しく禁じられている。また第二条では、神宴そのものは禁じられておらず、規制の対象とされたのは傍線部(ナ)にあらわれているように、招きもされないのに賓客の席にいたり、幕や門から押入ったり、あるいは来るなり酒食を貧ったり、帰参にあたって被_レ物_ヲを要求する、といったような諸衛府舍人や放縦之輩の横暴きわまりない振る舞いであつた。

このようにこの段階では酒宴は全面的に禁止されておらず、特に神宴のような祭祀にともなう飲酒自体はおよそ禁制の対象外であつたことがわかる。次に掲げる『類聚三代格』卷一九、昌泰三年(九〇〇)四月二五日の太政官符はそのことをより明瞭に示している。

(史料5)

太政官符

応_三重禁_三断諸司諸家所々人等饗宴群飲及諸祭使等饗_一事

⁽⁹⁾ 右群飲之制其来尚矣、自_二天平宝字二年_一至_二于寛平五年_一、数度相重、炯誠分明、焼尾荒鎮及近衛官人祭使之饗等亦立_二科條_一、皆隨_二禁止_一、而今違犯之輩流弊成_レ風、不_レ知_二嚴霜之可_レ肅、還忘_二薄氷之既危_一、遂使_二責求不_レ休浮競弥倍_一、拜_二一官_一者自為_二生計之難_一、奉_二一祭_一者永招_二宿負之累_一、又飲宴之興非_二唯快醉_一、仮_二二名坐隱_一、誠以_二裸錢_一、寄_二樂舞狂_一要在_二被物_一、單貧之士無_レ力_二相叶_一、視如_二仇讎_一、交作_二胡越_一、加以饗饌所_レ用不_レ限_二涯際_一、盤中之盛高過_二数寸_一、俎上之設豐盈_二方丈_一、然而坏酌如_レ雨、無_レ意_レ下_レ筥、淵醉之後徒以_レ棄_レ之、如_レ此之費何益_二主吝_一、斯乃法官緩而不_レ糺、人俗習而無_レ畏之所_レ致也、左大臣宣、

奉_レ勅、宜_三重改張懲_二其奔放_一、但_至祭使_一者是在_二神事_一、專以禁_レ之、人情不_レ樂、默而縱_レ之、奢淫尤甚、今須_三酒食之備惣從_二儉約_一、其裝束給祿者別立_二式例_一、自外陪從官人裝束、及例宿所途中臨時之祿、婦_レ家之夕纏頭等類、自今以後、一切禁斷、若有_レ犯者、主人解_二却見任_一、其無_レ官者追_二放本所_一、永不_二叙用_一、至于_二賓客貫首_一者、解_二却見任_一、追_二放本所_一、有司見知容隱不_レ糾又与同罪、但諸衛長官帶_二參議已上_一者、触_レ事若可_レ勸_二賞士卒_一者特聽_三臨時賜_二響祿_一、

昌泰三年四月廿五日

傍線部(x)からわかるように、神事に際しての飲酒を全く禁止すれば「人情不_レ樂」、また黙認すれば「奢淫尤甚」ので、「惣從_二儉約_一」ことを命じたのである。すなわち祭祀に關連する飲酒は全面的に禁止されることはなく、それは天平宝字二年詔よりこの時期に至るまで一貫した現象であつたといつてよいであらう。

ところで周知のごとく、儀制令には春時祭田条という条文があり、そこには在地において催される「郷飲酒札」という、中国から取り入れた祭祀についての規定がある。延暦九年太政官符によつて禁止された「魚酒」の提供に共同体的な關係を認める見解は、多かれ少なかれ「魚酒」の提供という慣行とこの「郷飲酒札」との結び付きを想定しており、とくに義江彰夫氏は両者の同一性について明確に論じている。しかしながら、「社神」の前で「社主」によつて催される「郷飲酒札」は、祭祀にともなう飲酒として天平宝字二年詔によつて規制の対象外とされしており、それは延暦九年太政官符においても同様であつたと考えられる。そもそも「郷飲酒札」においては「酒肴」は「公廩」、古記の注釈によれば「郷家備設」のものを提供するのであり、延暦九年太政官符の「魚酒」の提供と同一視することはできない。後者の場合、「殷富之人」および「貧窮之輩」がそれぞれに「家資」をもつて「魚酒」の提供を行なっているのであり、これはあくまでも私的な行為であらう。また、その目的も、延暦九年太政官符の「魚酒」の提供が農業労働力の獲得を目的としているのに対し、「郷飲酒札」は基本的には「尊長養老之道」

についての教化を目的とし、あるいは古記所引一云には「國家法」の告知ということが挙げられている。いずれにせよ、延暦九年太政官符の「魚酒」の提供と儀制令春時祭田条の「郷飲酒礼」とは、その目的も性格も全く異なる別個のものといわざるを得ない。ほぼ同一の時期に宴会における飲酒行為があったとしても、その趣旨、目的、性格が異なるのであれば、それを同一視することはできないであろう。

以上、延暦九年太政官符を禁酒令全体との係わりでどのように位置付けるのか、という点を中心に考察を加えた。その結果、禁酒令としては延暦九年太政官符よりも天平宝字二年詔の方がより重要な基本法令であり、また「郷飲酒礼」のような祭祀にともなう飲酒は一貫して禁酒令の対象外であったことについて述べた。

(1) 『続日本紀』養老六年(七三二)七月丙子条、同天平四年(七三三)七月丙午条、同天平九年(七三七)五月壬辰条。

(2) 前掲書一一八頁。

(3) もっとも天平宝字二年詔は「類聚三代格」に見出せないようであるが、しかし「類聚三代格」には欠失部分が若干あるので、それが本当に「類聚三代格」に採録されなかったのか否かはわからない。なお、本文中に後掲する(史料4)の「類聚三代格」卷一九、貞観八年(八六六)正月二三日太政官符には、天平宝字二年詔がそのまま引用されている。

(4) なお、「類聚三代格」卷二〇、貞観一六年(八七四)九月一四日太政官符では、諸衛府舍人等や放艇之輩が酒食や被物を強要する行為に関して、貞観八年格では「兎鉗」とされていたのを改めて、衛府舍人等は「解却」、それ以外は天平宝字二年詔によって「杖八十」とされている。衛府舍人以外の者の処罰について、天平宝字二年詔が援用されていることは、天平宝字二年詔が禁酒に関する基本法令であったことを示すものであろう。

(5) 前掲論文二二五頁以下。

四 「魚酒」禁制の理由

さて、「魚酒」の提供による労働力の確保を律令國家は何故禁止したかということであるが、この点について考

えるとき、この禁令が時期的には三、四、五月の播種・田植えの時期に発布されていることにまず注目しなければならぬ。農繁期としては当然に秋の稲刈りの時期にも多量の労働力を要したと思われるが、それにもかかわらずこのような禁令が発布された形跡は全くない。この点について吉田晶氏は、「そのことは、田植時の禁制を準備する建前であったことにもよるが、収穫的には順次に刈り取ればよいということから、それ程に、一時に集中的に労働力を必要とはしなかったという事情も考えられる」と述べている。収穫時に「魚酒」の提供によって労働力を確保することが禁止されていたと吉田氏は考えているのかどうかはつきりしないが、吉田氏も指摘している次の「延喜式」巻五〇、雑式の規定によって、稲刈り時に人を雇うことが認められていたことは明らかである。

凡百姓被_レ雇刈_レ稻之日、不得_二率_一人拾_レ穗、

この規定の趣旨については、荒木敏夫氏によって詳しく考察されているが、ここではこの規定によって禁止されたのは稲刈りに直接従事しなかった人の落穂拾いであり、雇われて稲を刈った百姓の落穂拾いは許されていたことだけを確認しておこう。いずれにせよ、この場合に前提としての百姓を雇うという行為は、稲刈り時には全く禁制の対象外とされていたのである。雇うという行為であるからには当然に何らかの対価的なものの支給が考えられるのであり、それが「魚酒」の提供であったことは十分にあり得る。

ちなみに、吉田氏は収穫の時期のズレについて述べているが、これは田植えについてもいえることであり、収穫にのみみられる現象とはいえない。現に吉田氏自身が、稲には早稲・中稲・晩稲の三種があつて、地域によって農繁期にズレのあることについて述べている。同一地域内における時期のズレについても論じたとしても、その事情に関してもやはり田植えにしろ稲刈りにしろ同じことがいえるはずである。であるとすれば、稲刈り時には百姓の雇傭が認められていたのに対し、播種・田植え時には「魚酒」の提供による労働力の確保が禁止された、という差異をもたらしした事情はもっと別の点に求められなければならないであろう。

次に掲げる天平宝字二年（七五八）正月一二日の「越前国坂井郡司解」は、坂井郡大領品治部君広耳が寄進した墾田一〇〇町を中心にして形成された、東大寺の初期荘園である鯖田国富荘に関する史料として著名なものがある。

〔史料6〕

越前国坂井郡司解 申請裁一事

不堪進上地子一事

右、被去天平宝字元年九月十四日符、你、寺家所進墾田一百町之地子進上者、謹依符旨可進、雖⁽¹⁾然、以⁽²⁾同年四月廿日一所進、此以⁽³⁾同年潤八月廿日一寺使所遣子細一、校⁽⁴⁾寺家田一定畢、今當田貴賤、元春三箇月之間、苗子下共競作為常、而所進田一百町、此者苗子下畢、過競作時一後進、亦寺財校治賜時後、以⁽⁵⁾是元年之地子所進不堪、望請、始⁽⁶⁾當年一將進地子一、仍具注⁽⁷⁾狀、謹請⁽⁸⁾裁進上、謹解、

天平宝字二年正月十二日大領外正六位上品治部君「広耳」

「依⁽¹⁾上件状一、所⁽²⁾申合⁽³⁾理、仍不⁽⁴⁾進⁽⁵⁾去歲地子一之状、更以⁽⁶⁾正月廿九日一、付⁽⁷⁾国史生安刀男足⁽⁸⁾下告⁽⁹⁾」
次官高麗臣「大山」 判官 河内惠師「祖足」

上野君「真人」

主典 葛井連「根道」

品治部君広耳は、墾田を東大寺に寄進した天平宝字元年（七五七）分の地子進上の免除を願い出たのであるが、傍線部⁽¹⁾は品治部君広耳がその理由として述べたものである。この理由は東大寺によって正當なものとされて、広耳の願いは受け入れられたようである。それがどうして理由として通用したのかという点について、従来は、広耳と農民の間に賃租関係が存在し、しかも広耳は春の耕作以前に借地料ともいえる賃価を受け取っていたから

と考えられていたが、しかし最近になって、「苗子」の元本である種子料を広耳自身が出資したことによるといふ、新しい解釈もあらわれている。⁽⁵⁾

はたしてそのような解釈が成立し得るのか少々疑問ではあるが、それはともかくここで注意したいのは、理由を述べた部分の中の「今宮田貴賤、元春三箇月之間、苗子下共競作爲⁽⁶⁾常」という表現である。この表現については、荒木敏夫氏によって、「耕地をめぐる耕作の競合状態」が示されていること、そしてそのような状態は「耕・種」によってその地の同益権が確保されるがゆえに他者との競い合いが生じること」から惹起することが明らかにされている。⁽⁷⁾ 広耳の墾田の場合においては、「競作」は時期的にみて田植えより前の段階で生じたものと考えられている。ただし、荒木氏も指摘するように、⁽⁸⁾ 田令集解在外諸司条の古記は「種」の内容として本田への田植えを想定している。一般的には、耕起から播種、そして田植えの段階に至る過程における、耕地の占有をめぐる競合状態の存在が考え得る。

吉村武彦氏はこのような競合状態と農繁期の雇傭問題との関連を指摘し、「競作」とは、魚酒の史料に現われる「共競竭⁽⁹⁾己家資」とも時期ばかりではなく、内容的に関わってくると思われる」と述べる。何故に「魚酒」の提供による労働力の確保が秋の収穫時には禁止されず、春の播種・田植え時には禁止されたのかという問題は、この吉村氏が指摘するような点から理解されねばならないと考える。春の播種・田植え時において、ある耕地に對して「耕種」を最初に行なった者がその耕地の占有権を得、その収穫を手に入れることができるとすれば、各経営主体は春にできるだけ多数の労働力を早く集めようとし、そのために「魚酒」の提供によって経営主体の外部からも労働力を確保しようとする。ここにおいて各経営主体の優劣がはっきりとあらわれ、財力をもって多数の労働力を確保した者は、より広い耕地面積を占有し多量の収穫を得ることができた。そしてさらにかくして蓄積された動産を翌年の春に、より拡大された形で農業経営に投入することによって、富の蓄積の循環運動はます

ます顕著になり、経営主体間の優劣はさらに拡大することになる。

以上のように、春における「魚酒」の提供のみが禁制の対象とされたのは、それが「耕種」を通して耕地の占有と結びついていたからにほかならない。秋の収穫時においては占有は確定してしまっており、そのような問題は発生しない。「耕種」による耕地の占有が各経営主体の独自の労働力によって実現されている限り、各経営主体の規模による格差はあっても、律令国家が禁止しなければならぬような弊害はまだあらわれてはいなかったであろう。しかしながら、「魚酒」の提供という手段によって、各経営主体の内部だけではなく、その外部にまで労働力の確保を求めるような傾向が強くなれば、かつての共同体的な秩序は動揺し、成員間の階層分解が急激に進むことになる。律令国家はそれを防ぐために、「魚酒」の提供を禁止したといえる。

以上のように「魚酒」の提供の禁止の理由を考えるならば、それを基本的に共同体の相互依存的な性格のものとする見解に従うことはできない。そのような共同体の場で行なわれる祭祀にともなう飲酒行為は、禁制の外にあったと思われる。延暦九年太政官符によって禁止されている「魚酒」の提供は、あくまでも個別経営によって私的な形で行なわれる性格のものであったといえよう。

ところで、前稿において述べたように、「耕種」⁽¹⁰⁾によって耕地の占有が決定される方式は、大化前代においては耕地に対して一般的に通用したとしても、班田収授制が成立し田地の帰属関係が法的なレヴェルにおいても明確になった段階においては、口分田等については「耕種」より以前にまず国家による田主権の認定が必要であった。「耕種」による占有の決定は、大土地所有下の借耕関係や公田の賃租等の局面においてみられる現象であったと考えられる。大土地所有下の借耕関係としては、寺田や墾田の賃租のほか、職分田や位田の賃租等が考え得る。これらの田地の耕営は、自家の労働力による場合や、国司の職分田のように事力を使うことが認められている場合を除けば、その多くが賃租によってなされたと思われる。次に掲げるのは『類聚三代格』卷一五、寛平八年（八

九六) 四月二日の太政官符である。

〔史料7〕

太政官符

応_レ禁_二正五位已上私営田一事

右如_レ聞、權貴之家乘_レ勢挾_レ威、称_二庄家之側近_一、則妨_二平民之田地_一、或売買不_レ和点_二領三四十町_一、或寄_二事負累_一賣_二取五六載券_一、至_二于収_レ租拒捍不_レ輸、賦稅由_レ之不_レ入、国司為_レ之多_レ煩、夫五位已上冠蓋既貴、委寄不_レ輕、自有_二代耕之祿_一、何貧_二載畝之利_一、仍須_二諸宮王臣家及五位已上、除_二庄田品位職田_一之外、一切不_レ聽_二耕種_一、⁽⁷⁾ 仮令百姓売_二買口分田_一、五位已上賃_二租職位田_一者、皆經_二国郡司_一依_レ法立_レ券、徴_二租之日令_レ有_二指的_一、若有_二乖越_一者、科_二違勅罪_一、庄預等仮_二事本主_一、濫致_二違犯_一者、不_レ論_二蔭贖_一決_二杖一百_一、国郡阿容処_二之重科_一□、大納言正三位兼行左近衛大将皇太子傳民部卿陸奥出羽按察使源朝臣能有宣、奉_レ勅、宜_二依_レ件行_レ之、

寛平八年四月二日

五位以上の私営田経営を抑止せんとしたのであるが、具体的には諸宮・王臣家および五位以上に対し、庄田・品位職田を除いてその他の田地の耕作を一切禁じたのであった。ここで注意したいのは、傍線部⁽⁷⁾にあるように、賃租に際しての立券手続に対する違犯が特に指摘されていることである。百姓が口分田を売買する場合や、五位以上の者が職位田を賃租する場合等については、国郡司を経て立券手続をとらねばならないのであるが、おそらくそれに対する違犯がかなり存在したのであろう。その場合、「經_二所部官司_一申牒、然後許_二」という田令賃租条の規定は全く無視されることになる。このような立券手続がとられない賃租においては、賃租契約の成立は当事者相互の合意のみにかかっていた。そして、賃租の対象となる田地の規模がかなり大きいときは、借田者を特定す

ることなく田主の側であらかじめ包括的に賃租経営を行なう旨を表明し、その経営を誰かに委ねるといふ場合もあり得た。そのような場合、ある借田者が現実にとの田地を借田して耕作するかという問題は、意思表示の先行を欠落したままに、直接に事実の世界、すなわち借田者の行動の中で決定される。その行動とは、要するに「耕種」である。特定の田地に最初に「耕種」を行なった者が、その田地の一年間の耕作権を得て借田者となるのである。

ここで再び〔史料1〕の延暦九年太政官符に立ち返ってみたい。そこには傍線部(ロ)にあるように、特に畿内国司における「魚酒」の禁制に対する違犯が指摘されている。この点は従来あまり注意されていないが、「魚酒」の提供という問題は畿内において特に顕著だったようである。それはおそらく、大土地所有下の借耕関係が、勿論畿内だけに限定されないにしても、畿内においては特に頻繁に存在したことによるものではなからうか。畿内には大寺院の経営する寺田も多く存在したであろうし、また規模の大きい太政官職分田は基本的に畿内あるいはその周辺に設置されており、位田の半分は畿内に設置されることになっている。¹²⁾ このような大土地所有の存在が、その借耕関係における「耕種」による土地占有の決定、「魚酒」の提供による「耕種」の実施に結び付いていったのではないかと考えられる。

もともと「耕種」による土地占有の決定は、大土地所有下の借耕関係においてだけではなく、公田賃租のような場合にもみられたであろう。無主田である公田は国司の管理下にあるが、借田者の決定は「耕種」の事実によってなされたのではないかと推量される。公田賃租は勿論畿内に限らず全国的に行なわれる性質のものであるから、その意味では「魚酒」の提供の禁止はやはり一応全国的に適用されるべきものといえる。冒頭に掲げた(イ)『日本後紀』弘仁二年(八一)五月甲寅条の記事においては、魚酒の禁制は国司一般を対象にして発せられている。したがって、魚酒の禁制は全国をあくまで対象にして発せられたものであるが、その中でも特に畿内为中心的

な対象として意識されているのは、畿内においては寺院や貴族等の大土地所有が特に多く存在したためと思われる。

以上、日本古代における「魚酒」の提供について、律令国家が何故それを禁止したのかという点の検討を通じて、その慣行の内容と意義を説明せんと試みた。その結果、(1)「魚酒」の提供は、大土地所有下の借耕関係や公田賃租において、「耕種」の事実によって耕地占有が決定されることから、個別経営の外部からも労働力を確保せんとして行なわれた慣行であること、(2)そのような耕地占有の拡大を目的とした個別経営による「魚酒」の提供は、共同体的関係の下で祭祀にともなうて行なわれる飲酒行為と異なつて、個別経営の優劣を明確にし、また共同体成員間の格差を拡大することによつて、共同体的秩序に大きな動揺を与えるので律令国家はそれを禁止したこと、について述べてきた。

(1) 前掲書一八・九頁。

(2) 「平安時代の落穂拾い慣行と稲刈り労働」〔竹内理三編『古代天皇制と社会構造』二六二頁以下〕。

(3) 前掲書一六・七頁。

(4) 『大日本古文書』(綱年文書)四、二五七・八頁、『寧楽遺文』中巻七〇八・九頁。

(5) 坂江氏「土地所有と律令国家」(『日本史研究』三三二号、八頁以下)。

(6) 坂江氏は広耳自身が種子料を出資したとする点について直接の史料の根拠を挙げては無く、単に在外諸司職分田の規定から間接的に推量しているにすぎない。坂江氏は古記の注釈を手掛かりに、田主と耕作者が一致しないという点において、在外諸司職分田と広耳の墾田の場合とを同一とする(前掲論文二二頁)。しかしながら、官人に給されていけば無償労働を行なう事力によつて耕作される在外諸司職分田と、賃租経営を行なう広耳の墾田を同一視するのは無理であり、前者において在外諸司官人が種子料を投下するのは当然としても、そのことから後者においても田主である広耳が種子料を投下したと推定することはできないであろう。さらにいえば、坂江氏はこの種子料を広耳が私出挙として投下したとするが(前掲論文一三頁以下)、しかし「菅田貴賤」の「賤」に対してはわからないではないとしても、「貴」に対しても必ず私出挙はなされたのであろうか。借田する者が自前で種子料を用意する場合も当然あり得たであろうし、むしろそれが原則ではないかと思われ

る。少なくともこの史料においては、「営田費賤」が「苗子」を下したとしか述べられていないのである。

いずれにせよこの坂江氏の解釈にしろ、また従来の理解にしろ、あまりにも技術的にすぎる感を否めない。この解において理由を述べた最後に、「亦寺財校治賜時後」という表現がある。この表現については従来あまり注意されていないようであるが、しかし理由を述べた最後の締めくくりの言葉として重要である。その意味はやや捉えにくい面もあるが、要するに、東大寺がその寄進された墾田を「寺財」として調査の上登録したのは、その墾田を実際に耕作する「費賤」が「苗子」を下し終えた後であったという趣旨のことを述べんとしたものと思われる。傍線部(4)からわかるように、寄進がされたのは天平宝字元年(七五七)四月二〇日であり、派遣された寺使が寺家田として校定したのは同年八月二〇日である。それはその年の「耕種」の時期より後であった。理由を述べた最後の言葉、すなわち「過」競争時」後進、亦寺財校治賜時後」というのは、まさにそのことを表現したにすぎないのである。よく取り上げられる田令在外諸司条の規定等にも示されているように、「耕種」を平穏な状態の下で行なった者は、その後の田の帰属の変更にもかかわらず、その年の収穫権を得るといふ慣行が当時一般に存在したようである。広耳がその年の地子を免除されたのは、まさにその慣行に従ってである。寄進以前に東大寺以外の者が「耕種」を行なった場合、その収穫に対して東大寺は何の要求もなし得ないのである。「耕種」が田主である広耳自身によつて行なわれようと、あるいは賃租による借田者によつて行なわれようと変わりはない。まして賃租の代価の支払いが春か秋かということや、種子料を調達したのは誰かということは、地子の免除とは全く関係しない。要するに、その墾田が東大寺に帰属する以前に、東大寺以外の者が「耕種」を行なったという事実のみが重要なのである。

(7) 「8・9世紀の在地社会の構造と人民——律令制下の土地占有の具体化によせて——」(『歴史学研究』一九七四年一二月別冊特集、三七頁)。

(8) 前掲「8・9世紀の在地社会の構造と人民」三四頁。

(9) 前掲論文一八三頁。

(10) 「競田について」(瀧川政次郎博士米寿記念論集「律令制の諸問題」九四頁以下)。

(11) 当時において売買という語は永売と賃租の二重の意味を有しており、口分田の永売は禁止されているので、この売買は一年間の賃租を意味していると思われる。

(12) 竹内理三編『土地制度史』I(体系日本史叢書6)、七一頁。

(13) 同右、七三頁。

五 むすび

「魚酒」の提供を禁じた最後の法令は、冒頭に掲げた(c)『日本後紀』弘仁二年(八一)五月甲寅条所載の勅である。これ以降この種の法令が発布された形跡は、残された史料の範囲ではみあたらないようである。この弘仁二年勅には、「農人喫^レ魚酒^一、禁制惟久、而国司寛縦、無^レ情^二糺断^一」とある。「魚酒」の禁制は、すでにほとんど形骸化していたのであろう。そこで「使^レ」を派遣し、「魚酒」を提供した者の身を禁じ、決罰することを勅は命じているが、このようなことのために特に使者を派遣することはあまり現実的とはいえず、おそらくこの措置は実際には実行されなかったのではないかと思われる。

かくして国家的規制を脱した「魚酒」の提供は、富豪層への土地占有の集積を実現し、また私出挙や私営田経営とあいまって富豪層の動産的富を増大させていったものと思われる。その結果、各個別経営の格差は拡大し、従来の共同体的な秩序も大きく動揺し、その崩壊の過程を早めたことであらう。ここにおいて雇う者と雇われる者の二極分解が始まり、固定化していく。大山喬平氏が述べているように、『新猿樂記』にみえる「五月男女」を雇用する大名田堵田中豊益の姿は、当時における雇用労働の一般的な存在を示すものであろう。⁽²⁾

ただし、雇用労働とはいっても、勿論それは自立した両当事者間における自由な契約関係に基づくようなものではありえない。雇う者と雇われる者との間に、人格的な隷属関係、従属的な紐帯ができあがることは容易に想像される。『日本書紀』中巻、第三二に、「寺の息利の酒を貸り用ゐて、償は不して死にて、牛と作りて役はれ、償を償ふ縁」という説話がある。⁽³⁾それによると聖武天皇の時代に紀伊の国の薬王寺で使役されていた牛が、檀越の岡田村主石人の夢にあらわれて、自分は寺の薬分の酒二斗を借用して償わないままに死んでしまったので、牛

となつて八年間使役されることになった、と訴えたそうである。雑令公私以財物条に、債務の弁済が「家資」をもつても満たされない場合、労働でもつて債務を償う「役身折酬」という有名な規定がある。さきの説話の内容はこの「役身折酬」に対応するものといつてよいであろうが、ここで注目したいのはその債務を構成するものが酒とされている点である。そのことは、『日本靈異記』が成立したとされる平安初期の在地社会において、酒が重要な品物として取り扱われ、酒を媒介として従属関係が発生したと、何がしかの関連があるのではないかと想像させる。

当初の予定より大きく後退して、日本古代に限定した上で推論ばかりの非常に軽少なものになつてしまった。ともあれ岩佐先生の御健康と益々の御活躍を心よりお祈り申し上げ攔筆する。

(1) 寛弘九年(一〇二二)正月二二日付の、和泉國が諸郡司に宛てたとされる国符案(「平安遺文」四六二号)に、「浮浪之者適有^二其心^一、則依^レ無^二作手^一、不^レ便^二寄作^一、富豪之輩素有^二領田^一」とある。この「富豪之輩」の「領田」は、少し後のところで、「既謂^二公田^一、何有^二私領^一」とされているところからすると公田に存在していたようである。このような公田を対象とした富豪層の土地集積は、一つには「魚酒」の提供を通して実現されていったのではないかと思われる。

(2) 前掲書一五六頁。

(3) 日本古典文学大系『日本靈異記』二七一頁以下。なお、この説話についての最近の研究に、当時の在地における村落と寺院の状況を示しているという点から詳細な分析を加えた、太田愛之「古代村落の再編——『日本靈異記』の説話にみえる村落の構造モデル——」(『日本史研究』三七二号、一頁以下)がある。

(追記) 校正の段階において、最近この問題について関口裕子氏が論じていることを知った(『日本古代婚姻史の研究』下、二六六頁以下)。参照頂ければ幸いである。